

鳥取県告示第412号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	南部訪問介護事業所	西伯郡南部町法勝寺331-1	平成22年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人伯耆の国	西伯郡南部町落合646	南部訪問介護事業所	西伯郡南部町法勝寺331-1	平成22年4月1日
ケアステーションすみれ会	米子市西福原八丁目7-30	ケアステーションすみれ会	米子市西福原八丁目7-30	平成22年4月12日